

## 鉄筋溶接技術講習会実施細則

平成 27 年 11 月 12 日 制定

平成 28 年 7 月 14 日 改正

### 1. 総 則

本実施細則は、公益社団法人日本鉄筋継手協会（以下、「協会」という。）が定める「鉄筋溶接技術講習会規定」（以下、「規定」という。）の運用に当たり、規定附則 2.により鉄筋溶接技術講習会（以下、「講習会」という。）の実施及び受講申請の手続き等について、規定に定めるもの以外について定める。

### 2. 適用範囲

本実施細則は、JRJI 鉄筋溶接継手に関する基本技能等の習得を目指す者について適用する。

### 3. 鉄筋溶接技術講習会

- (1) 講習会は、原則として年間計画に基づく定時講習会として実施する。
- (2) 鉄筋溶接技術講習委員会（以下、「講習委員会」という。）が必要と認めた場合には、随時講習会を実施することができる。

### 4. 講習会の実施

#### 4.1 講習会の実施予定

講習委員会は、実施場所、日時等の講習会実施予定を原則として毎年 1 月末日までに決定し、協会会誌並びに協会ホームページに掲載し公表・周知する。

#### 4.2 講習会の実施内容

講習会は、原則として次の方法により実施する。

- (1) 実施場所は、北海道地区、東北地区、関東地区、中日本地区、関西地区、西日本地区及び講習会実施予定にて示した全国各地とする。
- (2) 実施回数は、原則として各地区年 1 回以上とし、受講者数を考慮して決定する。
- (3) 講習日程は、2 日間とし、午前 9：00～／日にて実施する。ただし、会場等の都合により講習会の開始時間、終了時間を変更する場合がある。

<実施予定講習日程等>

#### 1) 講習 1 日目（約 7 時間）

- |         |        |
|---------|--------|
| ①受 付 等  | 約 30 分 |
| ②座学基本講習 | 約 2 時間 |
| ③技能基本講習 | 約 4 時間 |
| ※昼休憩    | 30 分   |

2) 講習 2 日目 (約 6 時間 20 分)

- ①講習説明 約 20 分
- ②模擬試験講習 約 2 時間 30 分
- ③外観検査講習 約 1 時間
- ④模試結果解説 約 1 時間 (機械試験見学含む)
- ⑤総 評 約 1 時間
- ※昼休憩 30 分

(4) 講習内容は、次のとおりとする。

1) 基本講習

- ①鉄筋コンクリート構造概論
- ②半自動溶接の概論
- ③JRJI 鉄筋溶接継手工法の概論
- ④JRJI 鉄筋溶接継手工法の溶接施工要領と施工手順
- ⑤溶接技量検定試験と受験のポイント
- ⑥技量者倫理

2) 技能講習

- ①ブリッジ溶接の積層・運棒方法
- ②下向溶接の積層・運棒方法
- ③横向溶接の積層・運棒方法
- ④模擬試験体験実技
- ⑤外観検査

(5) 受講者は、本講習を受講するために、次の用品及び機材を、次のとおり持参しなければならない。なお、講習当日持参できない場合は、受講できない。(講習会で使用する鉄筋材料、溶接ワイヤー及び裏当て材は、講習委員会で準備するため受講者が準備する必要はない。)

- ①受講票
- ②JIS Z 3841(半自動溶接技術検定における試験方法及び判定基準)の資格証 (以下、「JIS 免」という。)
- ③筆記用具
- ④半自動溶接器一式 (溶接で使用するシールド用ガスを含む)
- ⑤溶接作業ができる服装等一式 (安全に配慮したもので、ヘルメット、安全靴等)

## 5. 受講申請の手続き等

### 5.1 受講申請

受講者は、次に掲げる受講申請書類を協会へ提出し、所定の受講料を納付しなければならない。

- ①受講申請書 (協会の様式による) 1 通
- ②受講資格を証明する資料 (JIS 免の写し) 1 通

※技量確認講習の受講者は、協会を確認できるため必要無し。

③別途定める所定の受講料を納付する。ただし、協会と自動引落の契約を締結している場合は、その限りではない。

#### 5.2 受講申請の受付・受理

受講申請の受付・受理は、原則として6ヶ月前より開始し、受講日の1ヶ月前にて受付・受理を終了する。

#### 5.3 受講申請の変更と取消し

受講申請の受付・受理後、協会が発行する当該講習会の受講票が発送された時点（原則10日前）での変更及び取消しは認めない。

### 6. 受講票及び受講案内等の送付

協会は、原則として講習会実施日の10日前までに受講票他、当該受講に関する書類を受講者に送付する。

- ①受講票
- ②受講案内等

### 7. 講習会の受講

- (1) 受講者は、講習会の受講に当たって、受講案内等の記載事項を遵守しなければならない。
- (2) 受講者は、本実施細則に定める講習会をカリキュラムどおりに受講した場合、会場にて事務局より受講票に「受講済」印の押印を受けて受講を修了する。

### 8. 講習会受講の差止め

受講者が次の事項に該当する場合には、受講票送付後、又は受講中であっても、講習委員会は、当該受講者の受講を差し止める。

- (1) 受講者としてふさわしくない行為があった場合
- (2) 講習会講師等の指導及び指示に従わない場合

### 9. 受講料

受講料は、日本鉄筋継手協会料金表による。

※受講料には、講習会テキスト等座学資料、使用鉄筋、ワイヤー及び裏当て材を含む。

### 10. 改正又は廃止

本実施細則の改正又は廃止は、講習委員会が発議し、要員認証管理委員会の審議・承認後、理事会へ報告しなければならない。

## 附 則

- 1. 本実施細則は、平成28年7月14日に改正し、同日より施行する。

附属書類

鉄筋溶接技術講習会受講申請書【講 WJ-細則-様式 1】

改正記録表

改正 No.	改正年月日	作成	審査	承認	改正内容
R 0	2015. 11. 12	講習委員会			初版制定
R 1	2016. 07. 14	事務局	講習委員会	管理委員会	講習会名称及びカリキュラムの変更

※管理委員会：要員認証管理委員会、委員会：鉄筋溶接技術講習委員会

< 以下、余白 >